

## 知事コメント（代執行訴訟における口頭弁論）

本日、福岡高等裁判所那覇支部において国が提起した代執行訴訟の口頭弁論が行われ、私が出廷して意見を陳述しました。

意見陳述では、私から特に、

- ① あらゆる紛争を解決するための基本的な方法としての「対話」は、憲法の基本原理である民主主義の理念からも極めて重要であり、辺野古新基地建設問題の解決に向けた国と沖縄県との対話が必要であるにもかかわらず、対話をせずに代執行をすることが認められないこと
- ② 普天間飛行場の危険性の除去や周辺住民の生活環境の改善は極めて重要な課題であり、国において最優先事項として取り組む義務があるが、その方策として「辺野古が唯一」とすることには必要性・合理性がないこと
- ③ 凄惨な沖縄戦を経験し、米軍による統治と本土復帰を経て今日に至るまで基地被害にさらされてきた県民は、基地の抜本的な被害軽減のための外交交渉を行わず、県外移

設の選択肢を排除してきた国の姿勢をみてきたからこそ、  
辺野古新基地建設に反対しているのもあって、憲法が定め  
る地方自治の本旨や国と地方が対等・協力の関係であると  
された地方分権改革の趣旨からも、辺野古新基地建設に反  
対する多くの県民の民意が「公益」とされなければならない  
こと

の3点について申し上げました。

裁判所には、国が代執行という国家権力で「公益」として  
の民意を踏みにじることをどうか容認されないよう、そして、  
双方の対話によって辺野古新基地建設問題の解決の道を探  
ることこそが最善の方法であることを、県民の多くの民意に  
即した判断として示していただけるものと期待しておりま  
す。

令和5年10月30日

沖縄県知事 玉城 デニー